

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成18年8月31日(2006.8.31)

【公表番号】特表2002-519134(P2002-519134A)
 【公表日】平成14年7月2日(2002.7.2)
 【出願番号】特願2000-557758(P2000-557758)
 【国際特許分類】

A 6 1 F 2/02 (2006.01)

A 6 1 B 17/12 (2006.01)

A 6 1 B 19/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/02

A 6 1 B 17/12

A 6 1 B 19/00 5 0 2

【手続補正書】

【提出日】平成18年7月3日(2006.7.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 管部位に塞栓を形成するための管インプラントデバイスであって、親水性のヒドロゲル物質から形成される栓塞部材を備え、該栓塞部材は、初期圧縮形態を有し、かつ、主に親水性動作によって、初期圧縮形態から前記管部位の塞栓のための膨張形態へと膨張可能であることを特徴とする管インプラントデバイス。

【請求項2】 前記管インプラントデバイスは、管内の配備部材の末端部に解放可能に取り付けられ、前記栓塞部材は、管インプラントデバイスが前記管部位内に配備部材から制御により解放された後、主に親水性水和作用により圧縮形態から膨張形態へと膨張する請求項1記載の管インプラントデバイス。

【請求項3】 前記ヒドロゲル物質は、オレフィン、ポリビニルアルコール及びPHEMAからなる群から選択される親水性重合体である請求項1又は2記載の管インプラントデバイス。

【請求項4】 前記栓塞部材は成形ヒドロゲルから形成される請求項1～3のいずれか一記載の管インプラントデバイス。

【請求項5】 前記ヒドロゲル物質は多孔質である請求項1～4のいずれか一記載の管インプラントデバイス。

【請求項6】 前記配備部材は、管状要素及びコイル部材のうちの少なくとも一方を含む請求項2～5のいずれか一記載の管インプラントデバイス。

【請求項7】 前記ヒドロゲル物質は、放射性不透過物質及び前記管部位内に解放可能な薬剤のうちの少なくとも一方を含む請求項1～6のいずれか一記載の管インプラントデバイス。

【請求項8】 前記ヒドロゲル物質は、完全に水和した際、少なくとも約90%の含水率を有する請求項1～7のいずれか一記載の管インプラントデバイス。

【請求項9】 管部位に塞栓を形成するための装置であって、

末端部及び近接端部を有するマイクロカテーテルと、

親水性のヒドロゲル物質から形成される栓塞部材を備えた管インプラントデバイスであって、該栓塞部材が、マイクロカテーテル中をその近接端部から末端部まで通るように寸

法設定された初期圧縮形態を有し、かつ、主に親水性動作によって、初期圧縮状態から膨張形態へと膨張可能である管インプラントデバイスと、

マイクロカテーテル内に包含され、インプラントデバイスに分離可能に接続された末端部を有する保持部材と、

保持部材と連動的に関連する細長の可撓性管状保持部材であって、インプラントデバイスがマイクロカテーテルの末端部から現れたときインプラントデバイスを保持部材から分離するようにインプラントデバイスと係合し得る保持部材とを備えたことを特徴とする塞栓形成装置。

【請求項 10】 前記配備部材が、マイクロカテーテル中をその近接端部から末端部まで軸線方向に通るように寸法設定され、そして前記インプラントデバイスに係合可能な末端部を有し、

前記保持部材が、前記配備部材がマイクロカテーテル中を通過するとき前記配備部材とともに可動であり、かつ前記配備部材の末端部に関して第 1 及び第 2 位置間において可動であり、それにより、前記配備部材がマイクロカテーテル中を通されるとき、前記インプラントデバイスがマイクロカテーテルの末端部から変位され、前記保持部材が第 1 位置から第 2 位置に移動されるとき、前記インプラントデバイスが保持部材から分離される請求項 9 記載の塞栓形成装置。

【請求項 11】 前記保持部材が、前記管状部材中に軸線方向にかつ前記配備部材に関して第 1 及び第 2 位置間で可動に配置された細長の可撓性線状部材である請求項 9 又は 10 記載の塞栓形成装置。

【請求項 12】 前記ヒドロゲル物質は、オレフィン、ポリビニルアルコール及び PHEMA からなる群から選択される親水性重合体である請求項 9 ~ 11 のいずれか一記載の塞栓形成装置。

【請求項 13】 前記栓塞部材は成形ヒドロゲルから形成される請求項 9 ~ 12 のいずれか一記載の塞栓形成装置。

【請求項 14】 前記ヒドロゲル物質は多孔質である請求項 9 ~ 13 のいずれか一記載の塞栓形成装置。

【請求項 15】 前記ヒドロゲル物質は、放射性不透過物質及び前記管部位内に解放可能な薬剤のうちの少なくとも一方を含む請求項 9 ~ 14 のいずれか一記載の塞栓形成装置。

【請求項 16】 前記ヒドロゲル物質は、完全に水和した際、少なくとも約 90% の含水率を有する請求項 9 ~ 15 のいずれか一記載の塞栓形成装置。